

○日の出町情報公開条例

平成12年 9 月13日

条例第32号

改正 平成17年12月 5 日 条例第16号

平成28年 3 月16日 条例第 3 号

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 町政情報の公開及び町政情報の任意的な公開

第1節 町政情報の公開（第5条—第17条）

第2節 審査請求（第18条—第26条）

第3節 町政情報の任意的な公開（第27条）

第3章 情報公開の総合的な推進（第28条—第34条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨に即し、町民の知る権利及び情報の公開を求める権利を尊重するとともに、情報公開の総合的な推進について必要な事項を定め、もって町政について町民に説明する責務を全うするようにし、町政運営の公開性の向上を図り、公正で透明な町政を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (2) 「町政情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人

の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用にあたっては、町政情報の公開を求める町民の権利を十分に尊重するものとする。この場合において実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の適正な請求及び使用)

第4条 この条例の定めるところにより町政情報の公開を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、町政情報の公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 町政情報の公開及び町政情報の任意的な公開

第1節 町政情報の公開

(町政情報の公開を請求できるもの)

第5条 何人も実施機関に対し、町政情報の公開を請求することができる。

(町政情報の公開の請求方法)

第6条 前条の規定による町政情報の公開の請求（以下「公開請求」という。）をしようとするものは、実施機関に対し、次の事項を記載した請求書（以下「公開請求書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 公開請求をしようとする町政情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

- 2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（町政情報の公開義務）

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求者に対し、当該公開請求に係る町政情報を公開しなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、公開請求に係る町政情報に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該町政情報を公開しないことができる。

(1) 法令及び条例（以下「法令等」という。）の定めるところ又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する国等の行政機関の指示により、公にすることができない情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の

職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 法人（国及び地方公共団体を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報

イ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報

ウ ア又はイに掲げる情報に準じる情報であつて、公にすることが特に必要であると認められるもの

- (4) 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

- (5) 町の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (6) 町の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはそ

の発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 国又は地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7) 町、国、他の地方公共団体及び公開請求者以外のもの（以下「第三者」という。）が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であつて、第三者における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものその他当該情報が公にされないことに対する当該第三者の信頼が保護に値するものであり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損なうことになるものと認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるものを除く。

（平成17条例16・一部改正）

（町政情報の一部公開）

第8条 実施機関は、公開請求に係る町政情報の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 公開請求に係る町政情報に前条第2項第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報の

うち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(平成17条例16・一部改正)

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る町政情報に非公開情報（第7条第2項第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該町政情報を公開することができる。

(平成17条例16・一部改正)

(町政情報の存否に関する情報)

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る町政情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該町政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する決定等)

第11条 実施機関は、公開請求に係る町政情報の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨並びに公開をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る町政情報の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る町政情報を保有していないときを含む。以下同じ。）は、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限)

第12条 前条各項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求を受理した日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、第6条

第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、公開請求があった日から60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 3 公開請求に係る町政情報が著しく大量であるため、公開請求があった日から60日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る町政情報のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの町政情報については相当の期間内に公開決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、60日以内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの町政情報について公開決定等をする期限

(平成17条例16・一部改正)

(理由付記等)

第13条 実施機関は、第11条各項の規定により公開請求に係る町政情報の全部又は一部を公開しないときは、公開請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

- 2 実施機関は、前項の場合において、公開請求に係る町政情報が、当該町政情報の全部又は一部を公開しない旨の決定の日から1年以内にその全部又は一部を公開することができるようになることが明らかであるときは、その旨を公開請求者に通知するものとする。

(第三者保護に関する手続)

第14条 公開請求に係る町政情報に町以外のものに関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等に先立ち、当該情報に係る町以外のものに対し、公開請求に係る町政情報の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る町政情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている町政情報を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている町政情報を第9条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該町政情報の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開をする日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに当該意見書（第19条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開をする日を書面により通知しなければならない。

(平成28条例3・一部改正)

(町政情報の公開の方法)

第15条 町政情報の公開は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴により、電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付等（ビデオテープ及び録音テープにあつては視聴に限る）でその種別、情報化の進展状況等を勘案した方法により行う。

- 2 前項の視聴又は閲覧の方法による町政情報の公開にあつては、実施機関は、当該町政情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、当該町政情報の写しによりこれを行うことができる。
- 3 公開決定に基づき町政情報の公開を受けたものは、最初に公開を受けた日から30日以内に限り、実施機関に対し規則で定めるところにより、更に公開を受ける旨を申し出ることができる。この場合において、実施機関は正当な理由があるときは、当該申出を拒むことができる。

(公開手数料)

第16条 町政情報の公開及び任意的公開に係る手数料は、無料とする。

- 2 この条例に基づき、町政情報の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成、交付及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(他の制度等との調整)

第17条 他の法令等の規定により、町政情報の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本等の写しの交付の手續が定められている場合は、当該法令等の定めるところによる。

- 2 この条例は、町の図書館等の図書、資料、刊行物等を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において管理されている町政情報であつて、一般に閲覧させ、又は貸し出すことができるとされているものについては、適用しない。

第2節 審査請求

(平成28条例3・改称)

(審理員による審理手續に関する規定の適用除外)

第18条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(平成28条例3・全改)

(審査会への諮問)

第19条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったとき

は、当該審査請求に係る実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、日の出町情報公開・個人情報保護審査会に諮問をして、当該審査請求についての裁決を行うものとする。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る町政情報の全部を公開することとする場合（第三者から当該町政情報の公開について反対の意思を表示した書面が提出されている場合を除く。）
- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。
- 3 第1項の実施機関は、日の出町情報公開・個人情報保護審査会に対し、速やかに諮問をするよう努めなければならない。
- 4 第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人という。以下同じ。）
 - (2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
 - (3) 当該審査請求に係る町政情報の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（平成28条例3・全改）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第20条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る町政情報の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る町政情報を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該町政情報の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

(平成28条例 3 ・ 一部改正)

(日の出町情報公開・個人情報保護審査会)

第21条 第19条第1項に規定する諮問に応じて審議するため、日の出町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、前項に規定する審議のほか、情報公開に関する事項について、実施機関に意見を述べることができる。
- 3 審査会は、町長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。
- 4 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 6 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(平成28条例 3 ・ 一部改正)

(審査会の調査権限)

第22条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求のあった公開決定等に係る町政情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された町政情報の公開を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求のあった公開決定等に係る町政情報に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）

に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(平成28条例 3 ・ 一部改正)

(意見の陳述等)

第23条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。

2 審査会は、審査請求人等から意見書又は資料が提出された場合、審査請求人等（当該意見書又は資料を提出したものを除く。）にその旨を通知するよう努めるものとする。

(平成28条例 3 ・ 一部改正)

(提出資料の写しの送付等)

第24条 審査会は、第22条第3項若しくは第4項又は前条第1項の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人及び参加人は、諮問実施機関に対し、第22条第3項及び第4項並びに前条第1項の規定により審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、諮問実施機関は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 諮問実施機関は、第2項の規定による閲覧について、その日時及び場所を指定することができる。

(平成28条例3・全改)

(審議手続の非公開)

第25条 審査会の行う審議の手続は、公開しない。

(規則への委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第3節 町政情報の任意的な公開

(町政情報の任意的な公開)

第27条 実施機関は、町政情報の公開及び任意的公開に関する施策の充実を図り、町民に対する情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

第3章 情報公開の総合的な推進

(情報公開の総合的な推進)

第28条 町は、前章に定める町政情報の公開ほか、町政に関する情報を町民が迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

2 町は、町政に関する情報を的確に提供できるよう、情報提供施策及び情報公表施策の拡充に努めるものとする。

(出資法人等の情報公開)

第29条 町が出資その他財政支出を行う法人等であって、実施機関が定めるもの(以下「出資法人等」という。)は、この条例の趣旨にのっとり情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人等に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(指定管理者)

第30条 指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、その保有する文書であって自己が管理

を行う同法第244条第1項に規定する公の施設に関するものの公開に努めるものとする。

2 実施機関は、前項の公の施設に関する文書であって実施機関が保有していないものに関し閲覧、写しの交付等の申請があったときは、当該指定管理者に対し、当該文書を実施機関に提出するよう求めるものとする。

3 前2項の文書の範囲その他これらの規定による文書の公開及び提出に関し必要な事項については、実施機関が定める。

(平成17条例16・追加)

(文書管理)

第31条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、町政情報のもととなる公文書を適正に管理しなければならない。

(平成17条例16・旧第30条繰下)

(文書検索目録等の作成等)

第32条 実施機関は、町政情報の検索に必要な公文書目録を作成し、一般の利用に供するものとする。

(平成17条例16・旧第31条繰下)

(実施状況の公表)

第33条 町は、毎年1回各実施機関の町政情報の公開等についての実施状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(平成17条例16・旧第32条繰下)

(委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関で定める。

(平成17条例16・旧第33条繰下)

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月5日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年 3 月16日条例第 3 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。